

(3) 18日、シュタイアーマルク州で新たに2名(男性、いずれも80才)の死亡事例が発生しました。うち1名については、糖尿病及び合併症の持病があり、もう1名については脳疾患の持病があったとのこと。

3 EUへの入域制限に関する欧州委員会の提案を受けたオーストリア政府の措置については、まだ発表されておりましたが、発表され次第お知らせします。

なお、ご参考までに、メルケル・ドイツ首相は17日、非EU市民、非EFTA市民、非英国市民のEUへの入域を30日間制限する旨発表しました。この措置は即時実施されました。

(参考) 欧州委員会の提案文書概要(在ドイツ日本国大使館領事メールより抜粋)。

<https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/communication-travel-on-the-eu.pdf>

(1) 入域制限の範囲：

(ア) 対象：EU及びシェンゲン域外からのすべての不要不急の渡航(日本を含む)

(イ) 免除対象：

○EU市民、シェンゲン協定加盟国の国民及びその家族

○長期滞在資格(Aufenthaltstitel)を有する外国籍者

(ウ) 適用除外

○健康管理や高齢者ケアの専門家

○国境を越える通勤者

○国境を越える物流(貨物・物資輸送)の輸送人員

○出身国または長期滞在資格が与えられた国へ帰国する乗換え旅客(トランジット)

○その他、緊急・人道的理由がある者等

(2) 実施期間：30日間（ただし、延長もあり得る）

4 新型コロナウイルスは風邪と同様にせきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

ただし、当国では覆面禁止法によりマスクの着用が禁止されており、新型コロナウイルス感染予防のためのマスク着用について新聞社から見解を問われた当国内務省は、健康上の理由によりマスクを着用する場合には原則として医師の診断書が必要である旨回答しておりますので、ご注意ください。

なお、オーストリア保健・栄養安全機関（AGES）は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口、目、鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・鼻をかむ際、咳をする際は使い捨てティッシュに行うか、腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

5 また、5日、アンショーパー保健相はオーストリアにおいて新型コロナウイルスへの感染が確認された37人（当館注：5日午前8時現在の確定症例数）に対し、現在12万9,000人が季節性インフルエンザ及びその他のウイルス感染症に罹患している旨述べました。季節性インフルエンザは前年に比して「強力な波」となっているものの、すでに消退期に入っているとのこと。ウイルス学者のレードルベルガー＝フリッツ氏によれば、オーストリアにおいて現在までに計24万5,000人が今季のインフルエンザに罹患したとのこと。

新型コロナウイルスだけでなく、季節性インフルエンザの予防にも努めてください。

【参考】

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月～金，9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html

■ 世界保健機関（WHO）

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

（問い合わせ先）

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番 01）5 3 1 9 2 0

Fax：（市外局番 01）5 3 2 0 5 9 0

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html